

	専攻医
1 身分	新地方公務員法第22条の2第1項に定める一般職の地方公務員 (会計年度任用職員)
2 給与	<p>沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程による</p> <p>【例】 《会計年度任用専門研修医師》 3年次: 452,000円 4年次: 468,000円</p> <p>※上記金額は、研修医業務手当(約72,000円)及び地域手当(約50,000円)が含まれる。 また、研修医業務手当については、実績手当として翌月の支給となる。</p> <p>《会計年度任用医師》 5年次: 758,000円 6年次: 773,000円</p> <p>※上記金額は、初任給調整手当(約347,000円)及び地域手当(約55,000円)が含まれる。</p> <p>※経歴等により、変動の可能性有り。</p>
3 手当 ※規程により、要件該当時のみ支給	<p>・時間外勤務手当(見込み額) 当直1回につき ・約31,000円～約84,000円(3年次) ・約33,000円～約87,000円(4年次) ・約53,000円～約141,000円(5年次) ・約54,000円～約143,000円(6年次)</p> <p>※勤務体制により異なる</p> <p>・期末手当(6月期、12月期) ・勤勉手当(6月期、12月期) ・通勤手当(片道2km以上) ・休日勤務手当 ・夜間勤務手当 ・宿日直手当 ・退職手当</p>
4 社会保険料等	<p>採用1年目 地方公務員共済組合(短期組合員)・厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険(採用から6ヶ月間)</p> <p>採用2年目以降(原則) 地方公務員共済組合(一般組合員)、地方公務員災害補償基金</p>
5 年次有給休暇日数	<p>採用 1年目:年間10日 2年目:年間11日 3年目:年間12日 4年目:年間14日</p> <p>※前年度に付与された有給休暇で、消化できなかった年次有給休暇については、翌年度に限り繰り越し可。</p>
6 休暇の種類	<p>有給</p> <p>1. 年次有給休暇</p> <p>2. 1以外で要件該当時に別に付与される休暇 (病気休暇(私傷病)、忌引き、結婚休暇、夏期休暇、子の看護等休暇、育児時間休暇、短期介護休暇、骨髄等ドナー休暇、産前・産後休暇、妊産婦健康診査及び保健指導、出生サポート休暇、配偶者出産補助休暇、災害等による交通遮断、台風来襲による業務停止、公民権の行使、官公署出頭、風水震災等災害による現住居滅失・破壊、感染症予防措置、感染症予防法による交通遮断 等)</p> <p>※休暇取得にはそれぞれ取得要件等あり</p>
	<p>無給</p> <p>1. 介護休暇 2. 介護時間 3. 生理休暇 4. 公傷休暇 5. 妊娠職員の通勤緩和</p>
7 その他	採用後、1ヶ月は条件付き採用となる。 アルバイト・副業等は禁止。
(1)健康管理	健康診断及びストレスチェックを実施
★ (2)分限・懲戒	地方公務員法に規定される懲戒処分及び分限処分の対象となる。